

# 会 議 録

## 1 会議名

令和4年度第7回柿崎区地域協議会

## 2 議題(公開・非公開の別)

### (1) 諮問事項 (公開)

- ・新市建設計画の変更について

### (2) 協議事項 (公開)

- ・地域活性化の方向性の作成について

### (3) 報告事項 (公開)

- ・地域協議会会長会議の内容について
- ・「(仮称) 地域独自の予算」の概要(案)について
- ・柿崎保健センターの用途変更について
- ・柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告

### (4) その他 (公開)

## 3 開催日時

令和4年9月20日(火) 午後6時から午後7時55分まで

## 4 開催場所

柿崎コミュニティプラザ3階 305～307 会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者(傍聴人を除く) 氏名(敬称略)

- ・委員：吉井一寛(会長)、白井一夫(副会長)、薄波清美、貝谷雅子、小出祥世、  
武田正教、中村誠、箕輪明男、蓑輪和彦、吉村正
- ・企画政策課：志賀参事
- ・健康づくり推進課：笠松係長

- ・事務局：柿崎区総合事務所 新部所長、小林次長、滝澤産業グループ長、田原建設グループ長、池田市民生活・福祉グループ長、小林教育・文化グループ長、熊木地域振興班長、大場主査

## 8 発言の内容（要旨）

### 【小林次長】

- ・地域協議会の開会を宣言。
- ・岩野秀樹委員、片桐宏樹委員、片桐充委員、小山慶委員の欠席を報告。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会議の運営は会長が行う旨を説明。

### 【吉井会長】

- ・会長挨拶。
- ・会議録署名委員に武田正教委員を指名。
- ・新市建設計画の変更についての説明を企画政策課から願います。

### 【志賀参事】

- ・資料 1 により、新市建設計画の変更について説明

### 【吉井会長】

- ・委員の皆さんから質問等あったら願います。
- ・なければ私から願います。
- ・計画期間が延長されることにより、上越市の総合計画の中にこの合併特例債を使って何かをするという話が出たら、これが適用になるということか。

### 【志賀参事】

- ・会長がおっしゃるとおりである。現在、合併特例債の発行可能残高が令和 4 年度の予算編成後で約 75 億円である。この 75 億円を活用するという観点で、計画期間を延ばせる範囲で延ばすということである。現在、第 7 次総合計画を策定しているが、その中で活用できる事業があれば、議論して使うようにしていく。

### 【吉井会長】

- ・上越斎場以外に話が進んでいる事業はあるか。

**【志賀参事】**

- ・具体的には、これから計画していくということになる。

**【吉井会長】**

- ・例えば75億円を全額、令和11年までに事業計画ができて国へ申請し認められれば、国への返金額はその3割ということか。

**【志賀参事】**

- ・実質の金額はそういうことになる。借入れをすることになるが、7割は国が補填するということである。

**【吉井会長】**

- ・委員のみなさんから質問等はないか。

(なし)

- ・諮問を受けてから答申するまで、我々の中で検討期間が必要であり、私としては、来月の地域協議会で答申を出したいと思っている。委員の皆さんそれよろしいか。

(はい)

- ・それでは、来月の地域協議会で答申するため、1か月時間をいただきたい。
- ・新市建設計画の諮問を終了する。

(企画政策課退席)

- ・委員の皆さんにお願いする。諮問に対して意見がある場合は、10月10日までに事務局へ意見を提出していただきたい。意見がなければ正副会長に一任させていただきますと思うがよろしいか。

(はい)

- ・次に、6報告事項(3)保健センターの用途変更について、健康づくり推進課からお願いする。

**【笠松係長】**

- ・柿崎区地域協議会資料により、柿崎保健センターの用途変更について説明。

**【吉井会長】**

- ・スケジュール的には、来月にまた来られて諮問、その場で答申をいただきたいということである。そのためには、この場で大体決めておかなければならない

ため、委員のみなさんから質問等はないか。

【小出委員】

・確認であるが、資料の赤い線がなくなるということか。

【笠松係長】

・そういうことである。利用実態にあわせて名称を変更するものである。

【吉井会長】

・保健センターを使う場合の申込み先はどこか。

【池田グループ長】

・現在は市民生活・福祉グループへ申込みいただいている。

【吉井会長】

・全てがコミュニティプラザになるということは、総務・地域振興グループへの申込みということか。

【池田グループ長】

・そのとおりである。

【吉井会長】

・申込み先が変わるだけで、使用料や使用の制限は今までと変わらないか。

【笠松係長】

・変わらない。

【吉井会長】

・総務・地域振興グループの仕事が増え、市民生活・福祉グループの仕事が減るということか。

【池田グループ長】

・申請件数は少ないため、総務・地域振興グループの仕事が極端に増えるということにはならないと思う。

【吉井会長】

・保健指導室、栄養指導室、運動指導室など名前がついているが、この名前が今までどおりで、市民生活・福祉グループが今後、関与しないで、総務・地域振興グループが管理するのはおかしいのではないか。

【池田グループ長】

・部屋の名称については、この名称は使わない。

【吉井会長】

- ・1階の運動指導室を会議で使うことは可能か。

【池田グループ長】

- ・貸館の対象となっていないため使用不可である。

【吉井会長】

- ・地下1階の栄養実習室は現在、県の環境保全事業団が使っているが。

【池田グループ長】

- ・現在の利用を継続し貸館としない。

【吉井会長】

- ・来月、諮問、答申となるが、どのように使うのかを総合事務所で新たに検討してもらった方が良くと思う。運動、栄養と付くとそれしか使えない感じがしていたが、それがなくなり、全部、会議室となるのであれば、どこでも使えるということになる。

【小出委員】

- ・貸館となっていないのは、貸さないということか。

【池田グループ長】

- ・区の事務所の会議室ということで、貸館の対象ではないということである。市民の活動として使っていただけなのは、多目的ルームの1室だけとなる。

【小出委員】

- ・市民活動室的な貸し方は行わず、市が実施する事業として使用するということが。

【池田グループ長】

- ・そうである。

【吉井会長】

- ・他にないか。

(なし)

- ・それでは、保健センターの用途変更について終了する。来月、諮問、答申ということで行う。委員の皆さんで質問等があれば、今日、説明をお聞きしたので、質問を用意していただき、来月、その場で質問し、回答いただき、答申を行いたい。みなさんよろしいか。

(はい)

- ・それでは、来月、そのように進めさせていただく。

(健康づくり推進課退席)

- ・次に協議事項の地域活性化の方向性の作成について、事務局から説明をお願いする。

**【熊木班長】**

- ・資料2により、地域活性化の方向性の委員提案を説明。

**【吉井会長】**

- ・委員全員から案を出していただいた。これをまとめるにはどのようにしたら良  
いか。意見をお願いしたい。

**【小出委員】**

- ・前回、K J法でやったらどうかと提案し、それで行こうという話になった。誰  
がやるのか、どのような方向でまとめるかを決めたらどうか。

**【吉井会長】**

- ・他にないか。

**【蓑輪委員】**

- ・共通事項をまとめる作業をしたらどうか。

**【吉井会長】**

- ・17の案をまず1つにし、それを吟味していけば、絞り込めるのではないかと  
いう意見が出た。他にないか。

**【薄波委員】**

- ・同意見である。

**【貝谷委員】**

- ・同意見である。

**【吉村委員】**

- ・同意見である。

**【箕輪委員】**

- ・共通事項を拾い上げていけば、まとまると思う。

**【中村委員】**

- ・同意見である。似たものをまとめていけばよいと思う。

【武田委員】

- ・付箋に1つずつ書いて、同じものを集めていけば、最初の段階ができる。それをやってから話し合っていく方法で良いと思う。

【吉井会長】

- ・先週の正副会長会議で、全委員でやっても進まないの、委員を何人か選出し、KJ法でまとめてもらうしかないという話が出た。このまとめる作業をしてくれる委員を募りたい。やっていただける委員は挙手をお願いします。最後まで選出委員からやってもらうのではなく、最初のまとめを3か月くらいかけてやっていただきたい。後の2か月はみんなでまとめたい。自薦がなければ他薦をお願いします。

【小出委員】

- ・私がKJ法で行こうといったので、私がやりたいと思う。

【吉井会長】

- ・貝谷委員はどうか。

【貝谷委員】

- ・承知した。

【吉井会長】

- ・男性はどうか。

(なし)

- ・来月の地域協議会からスタートしたい。誰に頼むかを正副会長に一任していただきたい。選出されても断らないということを承認いただきたい。それでも受けられないという方は今のうちに言っていただきたい。

【吉村委員】

- ・できない。

【吉井会長】

- ・吉村委員以外に事務局を通じてお願いします。来月の地域協議会の後でメンバーが集まり発足式を行うこととしたい。柿崎区の将来の話なので、若い人から選考したいと思っている。ご意見等ないか。

(なし)

- ・次に報告事項の地域協議会会長会議について私から説明する。

- ・ 8月22日に開催された地域協議会会長会議の内容を委員へ報告。
- ・ 新部所長から補足をお願いする。

**【新部所長】**

- ・ 地域独自の予算は、総合事務所が要求書を取りまとめることとなるため、上の段階で予算を落とされることが無いように頑張りたいと思っている。

**【吉井会長】**

- ・ 次に「(仮称) 地域独自の予算」の概要(案)について、事務局からお願いする。

**【熊木班長】**

- ・ 資料3～資料6により、「(仮称) 地域独自の予算」の概要(案)について説明。

**【吉井会長】**

- ・ 質問等あるか。

**【小出委員】**

- ・ 地域協議会、総合事務所でも予算の要求ができるということか。

**【新部所長】**

- ・ 制度上ではできるということになっている。ただし、令和5年度に向けては、これまでの地域活動支援事業をどうするかの特化し、来年度の予算要求を行いたいと考えている。例えば、地域の団体からの取組の提案が、市が取り組むべき事業と判断した場合は、総合事務所が地域の団体に代わって予算要求をすることもあり得る。来年度に向けては、これまでの地域活動支援事業の取組を基本に考えていきたい。

**【吉井会長】**

- ・ 他にあるか。

**【蓑輪委員】**

- ・ 地域独自の予算と資料6の補助金の違いは何か。

**【新部所長】**

- ・ 地域独自の予算を大きく分けると、補助金事業か市が直接実施する事業かの違いである。実施主体が地域の団体の場合は、補助金ということになる。その補助金については、資料6補助金に関する基本方針に則った形で、予算要求をしていく。



**【菫輪委員】**

- ・地域の独自の予算の補助率は 7/10 で補助金に関する基本方針の補助率は 1/2 となっているがどういう意味か。

**【新部所長】**

- ・市の補助金は基本 1/2 であるが、資料 6 補助金に関する基本方針の 4 ページ(4)の②の二つ目の・に 2 分の 1 を超える補助率とする場合は、行政が担うべき役割の度合いにより設定するというので、これを 7/10 に設定したということである。

**【吉井会長】**

- ・補助金に関する基本方針は、合併後すぐに適用されていたものか。

**【新部所長】**

- ・合併後、数年してから作成されたと記憶している。

**【吉井会長】**

- ・補助率について確認したい。これまで地域活動支援事業を活用してきた取組について、令和 5 年度は 10/10 からスタートしていいということか。

**【熊木班長】**

- ・令和 5 年度は、直近の補助率を適用する。例えば、令和 4 年度が 8/10 の場合は、令和 5 年度は 8/10 となる。

**【吉井会長】**

- ・新規の補助団体は 7/10 の補助率であり、3/10 は自主財源を確保しないと取組ができないということか。

**【熊木班長】**

- ・そのとおりである。

**【吉井会長】**

- ・他にないか。地域協議会が事業を提案しても、それを実施する団体がいないと難しいと思う。
- ・次に柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告ということで、空き家活かそうプロジェクト会議の菫輪委員長から報告をお願いします。

**【菫輪委員】**

- ・資料 7 により第 20 回柿崎空き家活かそうプロジェクト会議について報告

**【吉井会長】**

- ・質問等あるか。

(なし)

- ・続いて、みんなの保育園を考える会についてだが、小山委員長が欠席のため、事務局から願います。

**【熊木班長】**

- ・資料 8 をもって活動報告とさせていただきます。

**【吉井会長】**

- ・質問等あるか。

- ・9月29日のみんなの保育園を考える会で、資料を再度作り変え、保護者会役員との懇談会に臨むということである。

- ・他に意見、質問等あるか。

(なし)

- ・その他に移る。今後のスケジュールについて事務局から願います。

**【熊木班長】**

(1) 第21回柿崎空き家活かそうプロジェクト会議の開催について説明

(2) 第8回柿崎区地域協議会の開催について説明

(3) 第5回地域協議会だより編集委員会の開催について説明

**【吉井会長】**

- ・9月29日のみんなの保育園を考える会の日程の確保を願います。

- ・事務局から配布物についての説明を願います。

**【熊木班長】**

- ・配布物の令和3年度地域活動支援事業事例集、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について説明

**【吉井会長】**

- ・その他ないか。

- ・他になければこれで終了する。

**【白井副会長】**

- ・地域協議会の閉会を宣言。

(午後7時55分閉会)

9 問合せ先

柿崎区総合事務所総務・地域振興グループ

TEL : 025-536-6701 (直通)

E-mail : [kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。